

## 尾張旭市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の

### 専決処分の承認を求めることについて

#### 討論要旨 榊原利宏議員

反対する内容は、国民健康保険税の賦課限度額についてであります。

政府は平成12年度、いわゆる2000年度以降、昨年度まで21回の引上げを行っており、今回の引上げは22回目です。2013年度以降は連続して上げています。おかげで、2000年度60万円だった賦課限度額は今回の引上げで110万円、これに子ども・子育て支援分が加わり113万円と、約1.9倍の伸びであります。

さて、今回の引上げは医療分の基礎賦課分66万円を67万円に1万円引き上げること、もう一つは子ども・子育て支援分に3万円の限度額を設定するものです。

政府は、基礎賦課分の引上げ理由に基礎賦課分の超過世帯割合が1.7%を超えていることを挙げています。これは、被用者保険におけるルールとのバランスを考慮し、将来的に賦課限度額超過世帯割合が1.5%に近づくよう段階的に引き上げるという方針に基づき行われています。組合健保、協会けんぽなどでは、最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が0.5から1.5%の間となるように定められており、これとのバランスを取るためです。

尾張旭市の限度額を超える世帯の割合は、2026年度1月時点で基礎賦課分3.2%、後期高齢者支援分が3.3%、介護保険分は6.9%といずれも国の設定目標をはるかに超過しており、1.5%を目指すなら、もっと限度額を引き上げなければなりません。この状況下でなぜ反対するのかとお思いの方もいるかと思いますが、しかし、やはり反対であります。

反対理由の第1は、被用者保険と比較したときに、賦課限度額に達する所得、年収に大きな差があり、不公平なことです。基礎賦課分が67万円に到達するのは、本市国保の場合、大人2人世帯で課税所得753万円、これに基礎控除額58万円を加えて年収が791万円と計算されます。

一方、協会けんぽでは、賞与が年2か月として保険料を試算すると、標準報酬月額83万円のラインになります。これを14倍して、年収は1,162万円です。国保は791万円ですから、協会けんぽの約68%の年収で限度額に到達してしまいます。

反対理由の第2は、そもそも保険税の引上げを毎年繰り返している中での限度額の引上げといういたちごっこはやめようということです。

昨年度の医療分限度額66万円の場合、昨年度の税率で計算すると課税所得およそ800万円、基礎控除額を加えて年収約859万円、これで国保税賦課限度額66万円到達です。ところが、今年はどうか。今年度も税率を引き上げたために、1万円引き上げた限度額67万円に到達するのは年収791万円です。つまり、昨年の年収

859万円から68万円も引き下がってしまうのです。本来、限度額に到達の所得、収入を引き上げるはずが逆に引き下げることとなり、中間層の負担軽減どころか苦しむことになります。これはあまりに不条理で、過酷ではないでしょうか。

反対理由の第3に、子ども・子育て支援分3万円の設定です。

そもそも医療と無関係の子ども・子育て支援のお金を医療保険料に上乗せするという理不尽があります。そして、本市国保では、この3万円に到達するのは所得926万円、年収にして984万円です。

一方、協会けんぽでは、事業主と折半した本人負担で見るとなかなか3万円に到達しません。最高の50等級、標準報酬月額139万円、この場合でも保険料負担は月額1,598.5円ですから、賞与が年間7か月ないと3万円になりません。7か月、これは現実的ではないと思われます。やはり子ども・子育て支援分は廃止し、きちっと税負担に戻すべきです。

国保にはこうした限度額を負担して、なお相当の余裕のある世帯もあるでしょう。したがって、限度額の引上げは当然との考えも分かります。しかし、以上述べた矛盾を解決することが必要です。すなわち、賦課限度額引上げばかりを考えるのではなく、国庫負担を増やして、均等割、平等割という人頭税のようなことをやめ、保険税の軽減を図りながら応能負担を強化すべきと訴えて、反対討論いたします。